

名証自規G第16号

平成18年5月9日

情報取扱責任者 各位

株式会社 名古屋証券取引所

自主規制グループ長 鈴木 武久

定款の変更に係る適時開示の周知について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時適切な開示につきまして格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、当取引所では、平成18年5月1日に「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」（以下、「適時開示規則」といいます。）を改正し、上場会社の業務執行を決定する機関が「定款の変更」を行うことについて決定をした場合に、その内容を開示しなければならない旨定めております。このことにつきましては、上場会社代表者宛通知「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正等について」（平成18年4月28日付名証自規第355号参照）においてご案内しておりますが、本年5月1日の会社法の施行を契機として、定款の変更を予定されている上場会社の皆様も多いと思われるので、改めてご案内させていただきます。

なお、適時開示規則上、開示が求められる定款の変更に係る適時開示の内容は、別紙のとおりです。

また、定款の変更に係る開示様式例についても併せてご案内させていただきます。当該開示様式例は、T D n e t オンライン登録サイトの開示資料作成の開示情報の雛形からご利用いただけます。

敬 具

定款の変更

(1) 適時開示規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「定款の変更」を行うことを決定した場合であって、かつ、当該決定内容が以下に該当する場合、又は、該当しないことが明らかでない場合、適時開示規則（適時開示規則第2条第1項第1号a h）に基づく開示が必要となります。

なお、当該開示事項を開示した後に、開示された内容に関して中止又は変更を決定した場合には「開示事項の中止・変更」としての開示が必要です。また、開示された内容について過誤や外部からの指摘により訂正が必要であると判断した場合には、速やかに正しい内容を「開示事項の訂正」として開示することが必要です。

定款の変更理由が以下のいずれにも該当しないこと。

- (a) 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更
- (b) 本店所在地の変更

(2) 開示事項

同項目に関する開示資料の作成にあたっては、最低限下記事項について記載するようお願いいたします。

- a . 定款変更の目的
- b . 定款変更の内容
- c . 日程

開示資料には、定款の新旧対照表を添付してください。

(3) 開示上の注意事項

- a . 「定款の変更」が他の開示項目（例えば、「商号の変更」、「単元株式数の変更」など）に関連する内容を伴う場合には、該当する項目についても参照してください。

- b . 当該開示とは別に、上記基準に該当するか否かに関わらず、定款の変更を行った場合、変更後の定款を遅滞なく提出していただきます。当該定款の提出は、電子ファイルを「上場会社通信」にアップロードすることにより行うものとします。

なお、当取引所では、電子ファイルにより提出を受けた定款を当取引所のホームページに掲載し、公衆の縦覧に供します。

今回の規則改正に伴い、全ての上場会社は平成18年7月31日までに、定款の変更の有無に関わらず、現行の定款（提出日現在のもの）の提出が必要となります。

なお、電子ファイルによりご提出いただいた定款につきましては、平成18年8月初旬に当取引所ホームページに掲載する予定です。

平成 年 月 日

各 位

会 社 名 株式会社
代表者名 取締役社長
(コード番号 名証第 部)
問合せ先 取締役経理部長
(TEL - -)

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 年 月 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 年 月 日開催予定の第 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1．定款変更の目的

2．定款変更の内容

3．日程

定款の新旧対照表を添付（又は「2．定款変更の内容」として記載）してください。

以 上